

令和7年度 生徒心得

宮古島市立久松中学校

1 登校について

- (1) 時間内登校を奨励する。
- (2) 自転車は交通規則を守り、自転車は正門で降ります。校内で自転車に乗るのは禁止です。
(注) 自転車通学許可の申請が必要です。

2 出席確認について

- (1) 8時20分を過ぎると遅刻になります。5分前には教室に入り席について担任を待とう。
- (2) 欠席する場合は、必ず、totoruまたは電話で学校に連絡する。(原則として保護者)

3 下校時間について(部活動の前に家に帰ったり、校外へ出ることは禁止)

- (1) 下校時間は16時15分です。ただし、行事や学級活動等で下校時間が延びる場合がある。
- (2) 総下校時間(部活動や諸活動を含む)は、部活動規定に準ずる。

4 身なりについて

- (1) 指定された制服で登校する。(学生服のボタンは一番上までとめる)
- (2) Yシャツ・セーラー服の下の色は白、黒、紺、ベージュ、グレーとする。
常に制服を着用すること。(夏服を着用している場合は、学生服を脱いでもよい)
- (3) 学生服のベルトは、黒か茶色。(派手な物や奇抜なデザインの物は禁止)
- (4) 靴は、運動靴、スニーカーとする。革靴やブーツ等は禁止。体育の授業では、運動靴を使用する。
- (5) 集会や講義、講演等におけるジャージの着用は、体調に合わせて本人で判断する。
原則として、儀式的行事においては、ジャージは着用しない。
- (6) 靴下は儀式的行事では白(ワンポイント可)。
式以外や普段は、黒、紺、白、灰色(くるぶし丈・ハイソックス可)
- (7) 髪型(ツープロック、パーマ)について
ルール: ① 清潔にする ② 奇抜にしない(マンバン禁止) ③ ラインを入れない
④ 体育の授業の時は、まとめる ⑤ ストレートパーマあり
※ 髪を染めたり、もともと禁止されているパーマ、アイロンで巻くことは禁止。
- (8) 前髪は、目にかからない程度の長さにする。
女子: 目にかかる場合は、ピンで留める。(大きなピンや派手なピンは禁止)
男子: 目にかかる場合は、切るか、分けるかする。
- (9) 整髪料について
ルール: ① 家で使用し、学校に持ち込まない ② 無香料の整髪料を使用する
③ 固めすぎない程度で使用する ④ 極端に形を変えない
- (10) 眉毛について
ルール: ① 細くしすぎない(形を整える程度) ② ラインを入れる又は全剃り禁止
③ 眉を描くことは禁止 ④ 極端に形を変えない
※ 上記の身なりに関する相談は、本人・保護者からの要望等を確認して対応を判断する。

5 授業について

- (1) 授業の3分前には教室に入り、教科書・ノートを開き、筆記用具を準備して教師を待つ。
- (2) 授業中は教師の了解を得てから席を立つ。(トイレなど)
- (3) 授業の始まり・終わりの挨拶について
 - ① 始まりは級長の号令で、「黙想、正座or気をつけ」・「これから〇〇校時の授業を始めます」「礼」・「お願いします(全員)」
 - ② 終わりは副級長の号令で、「黙想、正座or気をつけ」・「これで〇〇校時の授業を終わります」「礼」・「ありがとうございました(全員)」
- (4) 話を聴く・ノートを執る・教科書や本を読むときは、背中をしっかりと伸ばし姿勢を良くする。
- (5) 返事は大きく元気な声で「はい」と返事し、手を挙げるときは肘をしっかりと伸ばす。

6 教室での環境(整理・整頓)について

- (1) 机やロッカーの整理整頓。(置き本をしない)
- (2) 教室やその他の清掃を進んで行う。(例: 朝教室に入りゴミを拾う習慣を養う)

7 言葉遣いについて

- (1) 目上の人、先輩に対して丁寧な言葉を遣う。「です」「ます」など。
- (2) 同級生や後輩などに対しては、相手を傷つけたり、不快にさせるような言葉遣いはしない。

8 学習用具以外の物は学校に持ってこない。

- (1) 携帯電話、スマホ等の持ち込みは禁止。(休日の部活動の時も持ち込み禁止)
※携帯電話を緊急連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情の場合は保護者から学校長に対し、携帯電話の学校への持ち込み許可を申請し、そこで例外的に持ち込めるか判断する。

9 その他

生徒心得について、本人にとって不都合が生じるような場合は、例外として、学校長判断のもと条件付きで認めることがあります。
※学校長との面談、別紙の「配慮願い書」提出が必要となります。